

岩手県企業局管理規程第10号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 7月11日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>（事業所の組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県南施設管理所</td><td>[略]</td><td>[略] 胆沢第四発電所 第一北上中部工業用水道 [略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管施設	[略]			県南施設管理所	[略]	[略] 胆沢第四発電所 第一北上中部工業用水道 [略]	<p>（事業所の組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県南施設管理所</td><td>[略]</td><td>[略] 胆沢第四発電所 <u>相去太陽光発電所</u> 第一北上中部工業用水道 [略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管施設	[略]			県南施設管理所	[略]	[略] 胆沢第四発電所 <u>相去太陽光発電所</u> 第一北上中部工業用水道 [略]
名 称	位 置	所管施設																	
[略]																			
県南施設管理所	[略]	[略] 胆沢第四発電所 第一北上中部工業用水道 [略]																	
名 称	位 置	所管施設																	
[略]																			
県南施設管理所	[略]	[略] 胆沢第四発電所 <u>相去太陽光発電所</u> 第一北上中部工業用水道 [略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

附 則

この規程は、平成26年 7月11日から施行する。